

# 一般社団法人信州 Sports.College 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、総称を「一般社団法人信州 Sports.College」という。(以下「本クラブ」といいます。)

(所在地)

第2条 本クラブの事務局は、松本市里山辺 246-1.2 階に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、地域住民に対して、スポーツ・健康活動を通じ心身の向上を目指す事業を行う。バドミントン競技を核とした青少年の健全育成・自立的・積極的な社会参加を促進し、競技レベルの向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは前条の目的のために次の事業を行う。

1. バドミントン競技の練習会の開催
2. 競技大会などへの参加
3. 長野県または、松本市を代表する選手の育成
4. 指導者及びリーダーの確保と育成
5. スポーツ・健康教室及びイベントの開催
6. その他本クラブの目的達成のために必要な事業

## 第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。

1. 本クラブの施設の利用に堪え得る健康状態であること。
2. 本規約に同意いただくこと。
3. 暴力団関係者でないこと。
4. 刺青（ファッションタトゥーを含みます。）をされていないこと。
5. 過去に本会則の違反行為をされていないこと。ただし、違反された方であっても、違反事由が解消された場合等で、本クラブが検討した結果、入会資格を認めることがあります。
6. 第8条に定める入会手続きを完了している者

(会員の資格の喪失)

第6条 会員の資格は、退会、除名によって喪失する。

- 2 会員が退会する場合は書面をもって事務局に提出するものとする。なお、手続きは別途定める。
- 3 会員が会費の納入を怠ったときは、本クラブは会員を退会させることができる。

(除名)

第7条 本クラブは、第5条の要件を満たさない会員について除名することができる。

(入会手続)

第8条 本クラブの入会手続は、「会費設定」にて別に定める。

1. 本クラブに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本クラブによる審査を受けたうえ、本クラブが承諾したときに、本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。
2. 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
3. 会員は、入会后、本クラブから本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じるものとする。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の活動利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、「会費設定」に定める諸費用を支払います。

4. 未成年の方が入会しようとするときは、本クラブが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとし、

(諸規則の遵守)

第 9 条 会員は、本クラブスクール等の利用にあたり、本規約その他本クラブの定める諸規則を遵守し、本クラブのスタッフの指示に従うものとします。

(禁止事項)

第 10 条 会員は、次の行為をしてはいけません。

1. 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）やスタッフ、本クラブを誹謗、中傷すること。
2. 他の方やスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
3. 大声、奇声を発する行為や他の方もしくはスタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
4. 物を投げる、壊す、叩く等、他の方やスタッフが恐怖を感じる危険な行為。
5. 利用施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
6. 他の方やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
7. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフに迷惑を及ぼす行為。
8. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
9. 刃物など危険物の館内への持ち込み。
10. 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
11. 高額な金銭、物の館内への持ち込み。
12. 本クラブの利用施設内の秩序を乱す行為。
13. 本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。

(届出内容変更手続)

第 11 条 本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行う。

1. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容が正確であることを保証します。本クラブは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
2. 本クラブより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本クラブからの通知が延着したまたは届かなかった場合には、通常到達すべきときに本クラブからの通知が会員に到達したものとします。

(コースの変更)

第 12 条 本クラブの会員種別においては、コース変更制度があります。

1. 各月の 10 日までに、会員様がコース変更の手続きをすることにより、翌月より新しいコースのレッスンを受講可能です。10 日を過ぎた場合は、翌々月からとなります。
2. 所定の「コース変更届出書専用フォーム」にご入力ください。口頭での受付は行っておりません。
3. 月途中でのコース変更はできません。

(休会)

第 13 条 本クラブの会員種別においては、休会制度があります。

1. 休会は、1 ヶ月毎（1 日乃至末日）を 1 単位（ただし、以下に規定する復会の手続きを行った場合を除きます。）として、1 ヶ月以上最長 1 年までとし、1 年を経過しますと自動的に退会となります。
2. 各月の 10 日までに、会員様が休会の手続きをすることにより、翌月 1 日から休会となります。10 日を過ぎた場合は、翌々月 1 日からの休会となります。
3. 所定の「休会届書専用フォーム」にご入力ください。口頭での受付は行っておりません。
4. 休会中は月会費の支払いが免除されます。

5. 月途中からの休会はできません。
6. 休会期間中であっても、会員様が復会の手続きをすることにより、当該手続きを行った日から復会することができます。ただし、復会から2ヶ月間を経過するまでは再度の休会の手続きを行うことができないものとします。
7. 休会期間中は、本スクールをご利用いただくことはできません。

(退会)

第14条 本クラブの会員種別においては、退会制度があります。

4. 各月の10日までに、会員様が退会の手続きをすることにより、その月限りで退会することができます。10日を過ぎた場合は、翌月末日の退会となります。
5. 所定の「退会届書専用フォーム」にご入力ください。口頭での受付は行っておりません。
6. 月途中での退会はできません。
7. 一度退会なさいますと、再入会の際には再度入会手続きが必要になり、登録手数料をお支払いいただくこととなります。

(利用制限・禁止、契約解約)

第15条 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本クラブスクールの利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本クラブから本クラブの利用施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第16条第1項に定める諸費用を支払います。

1. 第5条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
2. 本会則その他本クラブの定める諸規則に違反したとき。
3. 支払方法の設定が確認できないとき（会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします。）。
4. 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
5. 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申立があったとき。
6. 第8条に定める利用開始日以降、一度も利用がない期間が1年以上継続した場合。
7. 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
8. 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
9. 医師から運動を禁じられていることが判明したとき。
10. 妊娠していることが判明したとき。
11. 法令に違反したとき。
12. その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認めたとき。

(個人情報保護)

第16条 本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める「個人情報保護規定」および「プライバシーステートメント」にしたがって管理します。

(諸費用)

第17条 諸費用は「会費設定」として別に定める。

1. 会員種別毎の会費を含む諸費用（以下「諸費用」といいます）は、別に定めます。
2. 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本クラブが指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。
3. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合を除き、返還しません。

### 第3章 運営

第18条 本クラブに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、すべての運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員のうち1名を運営委員長とする。

(権限)

第19条 運営委員会は次の役員をもって構成する。

1. 理事会に提案する事項の審議
2. 事業を円滑に推進する為に必要な事項の審議

(招集)

第 20 条 運営委員会は、運営委員長が招集する。ただし、委員の全員の同意がある場合には、その召集手続きを省略することができる。

## 第4章 会計

(資金及び会計)

第 21 条 本クラブの資金は次のものとする。

1. 初回登録費及び年会費
2. 月会費及びビジター体験参加費
3. 寄付金及び協賛金
4. 正会員および賛助会員費用
5. 委託業務事業売り上げ
6. その他（特別行事については都度別途定める）

(事業年度)

第 22 条 本クラブの事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日の年1期とする。

(事業報告及び収支決算)

第 23 条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告書及びその附属明細書
2. 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
3. 財産目録
4. 役員名簿
5. 役員の報酬の額又はその基準を記載した書類
6. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

## 第5章 事故の責任

(事故の責任)

第 24 条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起っても、クラブ指導者等に対し損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第 25 条 会員は、本クラブのスポーツ保険に加入しなければならない。本クラブ活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応する。未入会者の活動中の事故について本クラブは一切責任を負わない。団体スポーツ保険等の加入の種別についても上記範囲内とする。

## 第6章 細則

(細則)

第 26 条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、運営委員会により決定する。

(規約の改正)

第 27 条 原則として本クラブは1ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

附則 本規約は、令和5年10月1日より施行される。